

山形県商工業振

資 金 名	貸付対象者《融資を受けられる方》 県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者で以下の要件に該当する方
地域活力強化資金	①新分野進出を行う方 ②「チャレンジ山形ファンド」の出資を受けた方、「経営革新」の承認、「新連携」の認定、「地域資源活用事業」の認定、「農商工等連携事業」の認定を受けて事業を行う方、「やまがた地域産業応援基金」又は「やまがた農商工連携ファンド」からの助成を受けて事業を行う方、「中心市街地活性化基本計画」又は「商店街活性化事業計画」に掲げる事業を行う方 ③試験研究や新商品の開発を行う方 ④事業の継続が困難な事業者から、事業用資産を取得し当該事業を承継しようとする方 ⑤【雇用対策】上記のいずれかに加えて、新たに2名以上の方を常用雇用する方
産業活性化支援資金	①新商品、新サービスを提供するための設備投資を行う方 技術力・生産性の向上を図る、集客力を高めるための設備投資を行う方 ③山形セレクションの生産・販売を行う方、有機EL製品の生産設備を導入する方、男女いきいき・子育て応援宣言企業の登録を受けた取組みを実施する方、加齢や障がいに伴う困難等を補うための設備を導入する方、福祉のまちづくり条例に定める整備基準を満たすように事業用建築物を改修する方、建築士の耐震診断を受けて耐震改修を行う方、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金（食品製造業者等に対するもの）を受けて事業を行う方 ④自動車部品又は航空機部品の生産設備を導入する方 ⑤⑥【雇用対策】上記のいずれかに加えて、新たに2名以上の方を常用雇用する方
開 業 支 援 資 金	①県内で新たに中小企業者として開業する方 ②廃業経験のある方で、廃業後5年以内に再起業に取り組む方
観 光 振 興 資 金	①観光施設の整備を行う方 ②旅館・ホテルの改修を行う方 ③【雇用対策】①又は②の要件に加えて、新たに2名以上の方を常用雇用する方
産業立地促進資金 （県外企業・大企業でも利用可能）	本県産業の高度化に資することが期待できる方であって、以下のいずれかにあてはまる方 ①県内の工業団地等に立地しようとする方 ②県内に大規模な立地を行おうとする方、又は県外企業（製造業に限る）で県内に新たに立地しようとする方 ③県内工業団地等に立地している方若しくは大規模に立地した方であって増設・増築を行う方
環境保全促進資金	①産業廃棄物処理施設を整備する方 ②環境保全や省資源対策に取り組む方 ③【雇用対策】①又は②の要件に加えて、新たに2名以上の方を常用雇用する方
小規模企業資金	従業員20名以下（商業・サービス業は5名以下）の小規模企業者 ①県 特…原則として無担保 ②特別小口…無担保・無保証人 ③小口零細…保証付き融資残高が1,250万円以下の方（原則として無担保）
経 営 安 定 資 金 （⑤・⑥は緊急対策 H24.3.31まで）	①最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少し、経営に支障をきたしている方 ②取引先、他社の倒産等により、経営に支障をきたしている方 ③「指定業種」を営んでおり、最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少し経営に支障をきたしている方 ⑤(1)「指定業種」に該当し、市町村長から中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定を受けた方 (2)「指定業種」に該当しないが、中小企業信用保険法第2条第4項第5号に定める「取引の数量の減少等」（※右側表を参照）に該当する方 ⑥最近3か月の売上高等・売上総利益率・営業利益率のいずれかの平均が前年同期に比べ10%以上減少しており、経営に支障をきたしている方、最近3か月の売上高等の平均が2年前に同期に比べ10%以上減少しており、経営に支障をきたしている方
中小企業再生支援資金	①中小企業再生支援協議会の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ②金融機関の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ③法的整理申立から再生計画認可後3年を経過するまでの方であって、経営再建に取り組む方 ④私的整理手続き中であって、経営再建に取り組む方

限度額及び期間は上限を定めるものであり、ご希望どおりにならない場合があります。

作成・問合せ先 山形県商工観光部産業政策課

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1 電話：023-630-2135（金融担当） FAX：023-630-2128

山形県商工業振興資金HP <http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110001/17shikin.html>